

令和3年3月清須市議会定例会会議録

令和3年2月25日、令和3年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 宮崎稔
総	務	部 長 平子幸夫

危機管理部 長	丹羽久登
市民環境部 長	栗本和宜
健康福祉部 長	河口直彦
建設部 長	永渕貴徳
会計管理者	吉田敬
教育部 長	加藤秀樹
監査委員事務局 長	三輪晃司
企画部次長兼人事秘書課 長	石黒直人
企画部次長兼企画政策課 長	後藤邦夫
総務部次長兼財政課 長	岩田喜一
総務部次長兼財産管理課 長	飯田英晴
総務部次長兼収納課 長	三輪好邦
市民環境部次長兼産業課 長	石田隆
健康福祉部次長兼子育て支援課 長	加藤久喜
建設部次長兼土木課 長	松村和浩
建設部次長兼都市計画課 長	長谷川久高
総務部 参事	山下雅也
建設部 参事	大橋秀一
建設部 参事	兼松俊彦
企業誘致課 長	沢田茂
総務課 長	榎本雄介
税務課 長	渡辺由利子
危機管理課 長	舟橋監司
市民課 長	伊藤嘉規
保険年金課 長	篠田敬幸
生活環境課 長	所邦治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	北神聖久
清洲市民サービスセンター所 長	葛山悟
春日市民サービスセンター所 長	日比野鋭治

社 会 福 祉 課 長	鹿 島 康 浩
高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
健 康 推 進 課 長	寺 社 下 葉 子
上 下 水 道 課 長	菅 野 淳
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	辻 清 岳
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	浅 田 克 幸
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 施政方針について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和 3 年度清須市一般会計予算案
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 3 年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 3 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 3 年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 3 年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 11 議案第 8 号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案

- 日程第 1 2 議案第 9 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 清須市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 2 年度清須市一般会計補正予算（第 1 3 号）案
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 2 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 2 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 2 7 報告第 1 号 専決処分の報告について

（ 傍聴者 なし ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (成田 義之君)

それでは、定刻になりましたので、令和3年3月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

これより本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番大塚議員並びに8番小崎議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの28日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの28日間と決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年11月分及び12月分の例月出納検査の結果について、また、同法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、施政方針を議題といたします。

令和3年度の施政方針を永田市長より受けます。

施政方針は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

おはようございます。

今日は、令和3年3月清須市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、施政方針を申し上げます。

令和3年3月清須市議会定例会の開会に臨み、来る令和3年度の市政運営につきまして、私の基本的な考え方である施政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。

昨年1月に国内で初めて感染者が確認されてから感染が全国に拡大し、いまだ収束の見通しが立たない状況にあります。この感染症は、私たちの日常を一変させ、市政運営にも様々な影響を及ぼしました。本市としては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁を挙げて対策を実施する体制を整え、生活負担の軽減、市内経済の活性化などを図るため、市独自の支援策を実施してきたほか、市民の皆様への感染拡大を防止するため、施設利用の制限やイベントの中止などの対策を講じてまいりました。議員各位並びに市民の皆様には、感染拡大の防止に向けた本市の取組について、ご理解とご協力を賜りましたことに心より厚く御礼申し上げます。また、一日も早くこの感染症を収束させるため、決め手となるワクチン接種につきまして、国や県、医療機関と連携し、万全な接種体制を整えるなど、引き続き感染拡大の防止に全力で取り組んでまいります。

一方、コロナ対策と同時に本市をさらに成長・発展させるため、アフターコロナの時代を見据えて、次を生み出すための施策も行っていかなければなりません。本市の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税収入の落ち込みが見込まれます。また、高齢化の進展等による社会保障関係費の自然増が見込まれることに加え、大規模な施策事業の推進や公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進など様々な行政課題にも対応していく必要があります。今後も厳しい財政運営が予想されますが、令和3年度予算編成に当たりましては、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することを基本に、コロナ禍にあっても未来への投資を着実に進め

ることで持続可能な社会を構築し、市民生活をより豊かにするとともに、将来にわたって活力のあふれるまち「力強い清須」を実現していく、こうした思いを持って予算を編成いたしました。

予算の柱立てとしては、第2次総合計画を踏まえて7つの柱で整理しております。以下、その柱立てに沿いまして、主要な事業についてご説明させていただきます。

1つ目は、「安全で安心して暮らせるまちをつくる」であります。

昨今、数十年に一度と言われてきたような豪雨による災害が毎年のように全国各地で発生している状況において、自然災害に対する対策は市民の皆様の生命や暮らしを守るための最優先課題となっています。

その中でも、洪水被害が発生した場合、市民の皆様の生命を守る場所の確保が第一に必要であることから、五条川右岸側に指定避難所及び防災資機材等備蓄施設としての機能を有する防災センターを整備するため、令和3年度は基本設計に着手いたします。

また、本市の指定避難所である全ての小中学校体育館に、発災時には避難所として良好な環境を確保できるよう、平常時には児童生徒の熱中症対策並びに学校開放利用者の体調管理等に対応できるように空調設備を整備するため、令和3年度に実施設計を行い、令和4年度中に工事を完了できるよう事業を進めてまいります。

都市型水害に対応するためのハード面の整備では、国・県等が実施する枇杷島地区特定構造物改築事業につきまして、令和3年度から枇杷島橋架け替え工事が開始され、それに伴い、名鉄名古屋本線をまたぐ枇杷島陸橋の架け替え工事も始まります。当面の間、付近住民の方々にはご迷惑をおかけしますが、関係機関と連携してしっかりと取り組んでまいります。

また、雨水排水対策として、土田排水区及び水場川右岸排水区の雨水幹線の整備、堀江ポンプ場、豊田川ポンプ場の改築・更新を進めてまいります。

一方で、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されているこの地域では、地震防災対策も急務であり、そのためには住宅の耐震化が第一であります。令和2年度に改定した耐震改修促進計画に基づく空家や危険なブロック塀対策などにつきましても引き続き補助金の活用を啓発し、地域の安全・安心と良好な生活環境の確保に努めてまいります。

交通安全対策では、自転車乗車中の事故死者の約67%は頭部損傷が主な原因となっております。こうした自転車事故の人的被害の重大化を防ぐため、7歳から18歳までの児童生徒等及び高齢者の方を対象とした自転車乗車用ヘルメットの購入費用に対する補助を行ってまいります。

2つ目は、「子育てのしやすいまちをつくる」であります。

令和元年の本市の出生率は、全国平均が7.0%（パーミル）、県平均が7.8%（パーミル）のところ、本市は10.7%（パーミル）であり、県内市町村では長久手市に次いで高い出生率となりました。このデータが示すとおり、全国的に少子高齢化・人口減少が進む中、本市はまさに元気なまちであります。この姿を将来にわたって維持していくためには、保育サービスの拡大と増加する保育ニーズに対応していくことが重要であります。

令和3年4月に新たに開園する民営の認定こども園への支援を行うほか、令和4年4月の開園に向けて民間小規模保育事業者を誘致し、施設整備費用の補助を行うことで、低年齢児の受け皿の確保及び幼児教育・保育施設の充実を図るとともに、引き続き待機児童ゼロの維持に努めてまいります。また、老朽化の著しい清洲児童館を令和4年4月の供用開始に向けて、児童センターとして建て替えを進め、児童の安全な放課後の居場所の確保を行うなど、子育てのしやすいまちづくりを進めてまいります。

母子福祉につきましては、単胎妊娠と比べて健診回数を多く必要とする多胎妊娠の方が安心して出産できるよう、妊婦健診の助成回数を追加して実施してまいります。また、かかりつけ医で健診を受けたいという保護者のニーズが増加しているため、乳児の10か月児健診を全て個別健診に変更します。

小中学校につきましては、学校施設長寿命化計画の最終年度を迎え、令和3年度は清洲東小学校及び桃栄小学校の校舎の長寿命化を予定しております。

学校教育の充実につきましては、国のGIGAスクール構想に基づいて、令和2年度に整備した1人1台の端末を活用するため、教室へのプロジェクターの整備、情報教育用ソフトウェアの導入、ICT支援員の増員を行い、学校のICT環境の整備に努めてまいります。加えて、国の少人数学習指導体制の拡充計画及び県の小学3年生の35人学級への取組に伴い、市においては、児童生徒一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな教育を実現してまいります。また、不登校、暴力行為、児童虐待など家庭が抱える課題への対応にも注力してまいります。

子どもとその家庭及び妊産婦の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点を立ち上げ、相談員の増員や情報共有システムの導入を行うことで、支援の一体性・連続性の確保及び児童相談所等各関係機関との円滑な連携体制を構築してまいります。

3つ目は、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる」であります。

新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や行動制限などがある中でも感染症対策に取り組みながら、誰もが自分らしく暮らせるよう健康づくりの取組を進めてまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を速やかに実施できるよう準備を進めているところではありますが、令和2年度は季節性インフルエンザとの同時流行を予防するため、臨時的な措置として高校生までの子どもたちと妊婦への予防接種費用の一部を助成しましたが、令和3年度も引き続き季節性インフルエンザの予防接種費用の一部助成を実施してまいります。

また、20歳から40歳未満の若年の末期がんの方が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅における療養及び生活の支援に必要な介護費用の一部助成を新たに実施してまいります。

高齢者福祉、障害者福祉の充実に向けた取組にも注力してまいります。西春日井2市1町の協力の下、社会福祉法人西春日井福祉会において、北名古屋市内に仮称第6特別養護老人ホームが令和4年度の開設に向けて、また、障害者日中サービス支援型グループホームが本年6月の開設に向けて整備を進めており、引き続き本市としても支援をしてまいります。

また、令和2年度に策定しました、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする高齢者福祉、障害者福祉の両施策の指針としている高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、各福祉事業を着実に進めてまいります。高齢者が元気に地域で自立した生活が送れるように地域包括支援センターの増設、地域共生社会の実現や介護予防・健康づくり施策の充実を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう制度を安定的に運営していくことが重要であります。被保険者の皆様の急激な負担増とならないよう配慮しつつ、受益者負担の適正化を行い、制度の安定化を図ってまいります。

4つ目は、「便利で快適に暮らせるまちをつくる」であります。

斎苑の整備につきましては、周辺地区の皆様のご理解とご協力により令和元年度から建設が進み、本年3月末の竣工となり、6月下旬の供用開始に向け準備を進めてまいります。また、周辺環境改善事業につきましても、引き続き関係周辺地区の皆様のご理解とご協力をいただきながら推進してまいります。

将来の人口減少等の中でも本市がさらなるまちの発展を遂げる上では、計画的な都市基盤の整備により、効率的・効果的に都市機能を高めていくことが必要です。今後予想されるリニアインパクトや地域ニーズに対応するため、市の拠点である駅周辺等の積極的な土地利用が図れるよう、用途地域の変更等を進めてまいります。

名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業につきましては、将来的な道路等の整備を見据えつ

つ、令和5年度末をめどに仮線用地の買収に引き続き取り組んでまいります。地権者の方々への丁寧な説明を心がけ、事業へのご理解、ご協力をいただけるよう全力を尽くしてまいります。

また、現在4か所で行われております土地区画整理事業につきましても、早期の完了を目指してまいります。

平成29年度より巡礼橋から御鷹野橋までの区間において整備を進めてまいりました水辺の散策路につきましては、令和3年度に整備が完了いたします。この他、枇杷島橋や清洲橋の架け替えに伴う幹線道路の整備につきましても、国、県等と連携して取り組んでいくとともに、地元要望につきましてもしっかりと伝えてまいります。

5つ目は、「魅力に満ちた活力のあるまちをつくる」であります。

現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、令和2年度から令和4年度までの3か年をかけて、地域が観光消費によって潤うための仕組みづくりを企画段階から商工会を始めとする市内の事業者や市民有志の方々とともに進めております。この仕組みづくりにあたりましては、観光客を市内での周遊滞在につなげ、観光消費へと結びつけていく流れを意識して、既にある地域資源の磨き上げだけでなく、新たな特産品や定番グルメのメニュー開発など、国の支援措置を最大限に活用して取り組んでまいります。

2年目となる令和3年度におきましては、市内事業者の優れた製品・サービスの紹介や新たな特産品の試作品をテストマーケティングする場を設けるほか、観光協会を通じた商品開発支援を行ってまいります。

また、観光に訪れてみたくなる情報の発信力を強化するため、観光協会と実際に本市を訪れた観光客を主な情報発信の担い手と位置づけた上で、観光協会ホームページの全面リニューアルや新規の動画・情報誌の作成・展開により、若者にも届くような情報発信に取り組むとともに、観光客が自身のSNSで情報を発信するきっかけをつくることで、さらなる誘客へとつなげてまいります。

企業誘致の促進につきましては、地域経済の活性化や就労の場を確保するため、企業誘致と留置との双方の視点から、企業立地の促進に向けた基本方針とする企業立地促進基本計画を策定してまいります。また、国や県などの関係機関との連携を図り、企業の設備投資の動向や企業用地の需要などに関する情報収集に努めるとともに、本市の立地環境の優位性や利便性といった魅力を積極的に発信してまいります。

6つ目は、「豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる」であります。

生涯学習の充実につきましては、子どもが生まれた家庭に絵本を配付するブックスタート事業を実施します。絵本を介して、子どもと保護者が心触れ合う楽しいひとときを持つきっかけづくりや、幼少期からの読書習慣づくりを推進してまいります。

芸術活動の振興につきましては、はるひ美術館において、第10回はるひ絵画トリエンナーレの展覧会を開催し、市民の皆様が優れた絵画に触れる機会の提供をしてまいります。

生涯学習や文化・スポーツ活動の場として市民の皆様にご利用していただいております清洲市民センター、アルコ清洲、カルチバ新川、はるひ美術館につきましては、公共施設総合管理計画にのっとり施設の予防保全型の修繕を進めてまいります。また、西枇杷島野球場及び西枇杷島子ども野球場に防球ネットを設置することにより、利用者が安全にグラウンドを利用できる環境を整備してまいります。

7つ目は、「つながりを大切にすまちをつくる」であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、行政サービスにおけるデジタル化の遅れといった課題が浮き彫りになりました。国においては、本年9月にデジタル庁を設置し、国全体のデジタル化を主導していく予定となっており、本市においても、国の動向を注視しながらデジタル化の推進に取り組んでまいります。

市民の皆様のライフスタイルが多様化する中、納税者の利便性の向上にも取り組んでまいります。スマートフォンアプリを利用して、時間や場所を問わず市税等を納付することができるスマホ決済を本年4月から導入してまいります。

また、申請、届出等の行政手続における押印につきましては、市民や事業者の皆様の負担軽減や業務の効率化の観点から、法令等に定めのある場合を除き、本年4月から自署の場合の押印を不要といたします。

以上、令和3年度の市政運営に対する基本的な姿勢、施策の概要を申し上げてまいりましたが、ここにご審議をいただきます令和3年度の当初予算は、一般会計は282億6千400万円、特別会計は3会計合計で122億2,217万7千円、企業会計は2会計合計で43億883万円、合わせて447億9千500万7千円となります。このうち、一般会計の予算規模は、令和2年度当初予算から僅かに増加し、過去最大となります。

歳入につきましては、大宗をなす市税は、個人市民税及び法人市民税の減収が見込まれることなどから、前年度を約6億円下回る116億余円となります。

一方、歳出では、高齢化の進展等に伴う扶助費の増加を始め人件費及び公債費も前年度から増

加しており、義務的経費全体では前年度を約5億円上回る122億余円となります。

投資的経費につきましては、市民の安全・安心につながる社会基盤整備の費用を確保しながらも、斎苑関連の周辺対策事業が令和2年度でおおむね終了するなど事業量が減少したため、前年度を約6億円下回る46億余円を計上しております。

今回の予算編成では、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により市税が大幅な減収となる一方で、歳出につきましては、扶助費等の増加による義務的経費の増加がありました。そのため、不足する財源につきましては、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債を前年度から6億円増額した13億円の発行を見込むことで財政調整基金の繰入れを抑え、おおむね例年どおりの残高を維持しながら、財源不足を解消することができました。

最後に、結びとして一言申し上げたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症による未曾有の難局を乗り越えるため、令和2年度に引き続き、まずは感染拡大の防止に最優先で取り組んでまいります。そして、本市がこれからも成長・発展を続け、魅力と活力にあふれ、誇れるまちとなるためには、これまでのまちづくりの歩みを止めることなく、第2次総合計画で掲げる政策・施策の推進にスピード感を持って取り組み、未来への投資を着実に進めていくことが重要であると考えております。

私を先頭に職員一丸となって全力を尽くしてまいりますので、議員各位を始め市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げ、私の施政方針といたします。

ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

この施政方針に対し質疑のある方は、3月2日正午までに発言通告書の提出をお願いいたします。3月8日の本会議において質疑を行います。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第5、議案第2号から日程第27、報告第1号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

その後、日程第5、議案第2号から日程第27、報告第1号までの23案件について担当部長から内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は一括して内容の説明を受けます。

なお、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は、施政方針の質疑と同じく、3月2日正午までに発言通告書を提出していただき、3月8日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

以上のような進め方でございますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第5、議案第2号から日程第27、報告第1号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長 (永田 純夫君) 登壇 >

市長 (永田 純夫君)

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

今定例会に提案いたします案件は、令和3年度清須市一般会計等の予算案6件、一部改正条例案10件、協定の一部変更について1件、財産の無償譲渡について1件、市道路線の認定及び廃止について1件、令和2年度一般会計等の補正予算案3件、専決処分の報告について1件でございます。

それでは、各案件について、順次、提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号 令和3年度清須市一般会計予算案につきまして、概要を申し述べます。

歳入の大宗をなす市税が、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収見込みとなりました。このような大変厳しい中ではありましたが、補助金や基金の有効活用に加え、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債の増発などにより財源の確保に努め、総額282億6千400万円を計上いたしました。

歳出の主な内容を申し上げます。

まず、「安全で安心して暮らせるまちづくり」に向けて、小中学校の屋内体育施設に空調設備を設置するための実施設計を行うとともに、旧清洲庁舎跡地に指定避難所及び防災資機材等備蓄施設としての機能を有した防災センターの基本設計を行ってまいります。

次に、「子育てのしやすいまちづくり」に向けて、保育需要のさらなる拡大に対応するため、新たに開園する認定こども園の運営を支援するなど、引き続き、待機児童ゼロを維持してまいります。さらに、老朽化の著しい清洲児童館を、令和4年4月の供用開始に向け、児童センターと

して建て替えを進めてまいります。

続いて、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」に向けて、インフルエンザ予防接種について、令和2年度補正予算による臨時措置に引き続き、妊婦と子どもに対して接種費用の補助を実施し、コロナ禍における季節性インフルエンザの蔓延や重症化の防止を図ってまいります。

次に、「便利で快適に暮らせるまちづくり」に向けては、引き続き、名鉄新清洲駅付近の鉄道高架事業を推進するほか、名鉄新清洲駅北及びJR清洲駅前の土地区画整理事業にも継続して取り組み、将来に向けての投資を積極的に進めてまいります。

また、「魅力に満ちた活力のあるまちづくり」に向けて、地域経済の活性化や雇用の安定と創出を図るため、企業立地の促進に向けた基本方針となる企業立地促進基本計画を策定してまいります。

議案第3号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計予算案につきましては、県から示された事業納付金に基づき、総額5億6千753万7千円を計上いたしました。

国民健康保険税は1億3千555万円とし、一般会計から5億6千738万4千円を繰り入れることといたしました。

議案第4号 令和3年度清須市介護保険特別会計予算案につきましては、令和3年度を始期とする第8期介護保険事業計画に基づき、総額4億9千916万4千円を計上いたしました。

介護保険料は1億4千14万6千円とし、一般会計から7億6千968万9千円を繰り入れることといたしました。

議案第5号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、総額1億3千547万6千円を計上いたしました。

後期高齢者医療保険料は8億5千947万6千円とし、一般会計から7億7千528万2千円を繰り入れることといたしました。

議案第6号 令和3年度清須市水道事業会計予算案につきましては、収入では、給水収益や受託工事収益など収益的収入を2億2千298万2千円、給配水工事負担金など資本的収入を5千668万7千円計上いたしました。

支出では、原水及び浄水費などの収益的支出を2億34万3千円、配水設備工事費などの資本的支出を1億4千803万3千円計上いたしました。

議案第7号 令和3年度清須市下水道事業会計予算案につきましては、収入では、下水道料金

などの収益的収入を16億9千24万1千円、企業債や工事負担金などの資本的収入を18億3千563万7千円計上いたしました。このうち一般会計からは、収益的収入に8億1千2万9千円、資本的収入に1億8千288万5千円、合わせて9億9千291万4千円を繰り入れることといたしております。

支出では、汚水・雨水管渠維持費などの収益的支出を16億1千90万3千円、汚水・雨水管渠整備費などの資本的支出を23億4千955万1千円計上いたしました。

汚水整備事業につきましては、新川流域関連清須市公共下水道事業計画に基づき、事業計画区域の面整備管渠布設工事を実施してまいります。

雨水整備事業につきましては、既設ポンプ場の長寿命化に向けた取組に力を注いでまいります。

議案第8号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定を整理するための一部改正でございます。

議案第9号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、清須市職員の給与に関する条例に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する令和3年度以降の期末手当の支給割合を引き下げするため、所要の規定を整備するための一部改正でございます。

議案第10号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、将来にわたって安定した国民健康保険の運営を継続していくため、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、税率の改正等を行うための一部改正でございます。

議案第11号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法に基づく第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率の改正等を行うための一部改正でございます。

議案第12号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するための一部改正でございます。

議案第13号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するための一部改正でございます。

議案第14号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するための一部改正でございます。

議案第15号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するための一部改正でございます。

議案第16号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修に中核市の長が実施する研修を加え、資格要件を拡大するための一部改正でございます。

議案第17号 清須市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、一場公民館の設置等に伴い、所要の規定を整備するための一部改正でございます。

議案第18号 名古屋都市計画事業新清洲駅北土地地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結につきましては、名古屋都市計画事業新清洲駅北土地地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号 財産の無償譲渡につきましては、新川西部浄化センター周辺の環境整備事業により整備した集会場を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号 市道路線の認定及び廃止につきましては、開発及び区画整理に伴う帰属並びに道路の改築等に伴い、市道路線の認定及び廃止をすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第13号）案につきましては、清洲勤労福祉会館及び新川地域文化広場に対し、新型コロナウイルス感染予防対策による損失補償を行うほか、新型コロナウイルス感染拡大に伴う地方公共団体の財源不足への対策として拡充された減収補填債を発行し、財源組替えを行うなど、所要の補正を行うことといたしました。

また、年度内に執行が困難と見込まれる事業については繰越明許費を設定し、事業費の全部または一部を翌年度へ繰り越すことといたしました。

補正額は6億1千415万1千円を減額し、予算の総額は369億2千627万円となります。

議案第22号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、予算の執行状況を精査し、歳入歳出を減額するとともに、本年度の保険基盤安定負担金の額の確定により、所要の補正を行うことといたしました。

補正額は1億円を減額し、予算の総額は59億238万8千円となります。

議案第23号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、介護給付費準備基金預金利子の額の確定により所要の補正を行うことといたしました。

補正額は13万2千円を追加し、予算の総額は49億6千586万5千円となります。

報告第1号 専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている損害賠償の額を定め、和解すること1件について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明させますので、十分にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（成田 義之君）

それでは、日程第5、議案第2号 令和3年度清須市一般会計予算案について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、別冊の令和3年度一般会計・特別会計予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

読み上げます。

議案第2号

令和3年度清須市一般会計予算

令和3年度清須市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ282億6千400万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入歳出の主な内容をご説明いたします。

第1款市税では、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動に大きな影響があり、減収を今回見込んだところです。個人・法人とも所得減少を見込み、市民税を前年比5億609万2千円減の47億1千659万1千円と、固定資産税については、令和3年度の評価替えの影響も併せて勘案し、前年度比1億5千257万7千円減の55億8千716万6千円と、また、同様に、都市計画税7億5千776万5千円と見込むなど、前年比6億2千943万1千円減の116億4千879万8千円を計上いたしました。

第2款地方譲与税から第12款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画の内容を考慮するとともに、県税等収入見込み、令和2年度実績見込みをも勘案し、見積りをいたしました。

なお、本年度から地方交付税につきましては、合併特例の措置が終了したことにより1本算定ベースでの見込みとなり、昨年度までの1本算定上の数値を勘案し、15億5千万円を見込んだところでは。

3ページをお願いいたします。

第13款 分担金及び負担金では、無償化対象以外の保育料や斎苑施設周辺環境改善費負担金などにより、2億4千450万7千円を計上いたしました。

第14款 使用料及び手数料は、2億9千553万円を計上いたしました。

第15款 国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金4億8千188万1千円、児童手当負担金9億28万2千円、子どものための教育・保育給付交付金2億7千778万4千円、生活保護費負担金7億4千830万円、インフラ等整備に関する社会資本整備総合交付金8億6千136万8千円などにより、42億4千454万円を計上いたしました。

第16款 県支出金は、障害者自立支援給付費負担金2億4千94万円、児童手当負担金1億8千897万8千円、福祉医療費支給事業補助金2億897万4千円、介護施設等整備事業費補助金2億8千470万6千円などにより、20億5千733万4千円を計上いたしました。

第17款 財産収入は土地貸付収入などにより5千181万1千円を、第18款 寄附金はふるさと寄附金など5千万3千円を、第19款 繰入金は、財政調整基金を始め特定目的基金から繰り入れるなど19億3千28万4千円を計上いたしました。

第20款 繰越金は2億円を、第21款 諸収入は学校給食費2億9千936万1千円などにより8億2千52万1千円を、第22款 市債は都市計画債10億8千500万円、臨時財政対策債13億円など、30億8千700万円を計上いたしました。

なお、市税の減収に伴う財源対策として、臨時財政対策債を前年比6億円増額発行するものです。

それでは、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第1款 議会費は、議会の運営その他に必要な経費として2億3千895万3千円を計上いたしました。

第2款 総務費は、庁舎管理料を始めとする財産の管理、基金の管理など財産管理費1億7千885万6千円、電算管理費2億6千172万9千円、本年度任期満了となる市長選挙費2千767万2千円、同じく、衆議院議員総選挙費2千565万5千円他からなる選挙費6千

168万円などにより、22億191万6千円を計上いたしました。

第3款民生費は、特別会計への繰出金として国民健康保険特別会計繰出金5億6千738万4千円、介護保険特別会計繰出金7億6千968万9千円、後期高齢者医療特別会計繰出金7億7千528万2千円の計上、また、障害者総合支援費12億8千95万円、障害児通所支援費2億9千524万8千円、高齢者施設福祉費3億5千758万円、福祉医療費7億9千147万4千円、子ども・子育て支援費7億7千188万8千円、児童手当費12億7千955万4千円、生活保護扶助費9億9千834万9千円などにより、114億3千296万9千円を計上いたしました。

第4款衛生費は、インフルエンザを始めとする予防接種費などの感染症予防費2億3千141万円、妊産婦等健康診査費などの母子保健費1億1千470万2千円、また、今年度、供用開始の運びとなった斎苑関連経費を含む環境衛生費2億1千866万1千円やごみ収集処理費9億5千768万円などにより、22億7千551万9千円を計上いたしました。

第5款労働費は201万7千円、第6款農林水産業費は、農業委員会運営に係る経費を始め土地改良費、用排水路費など、1億8千231万7千円を計上いたしました。

第7款商工費は、企業再投資を奨励するための産業立地推進費2千112万6千円、中小企業金融対策費1億1千125万円、まちの観光・産業賑わいプロジェクト費2千157万円などにより、3億1千390万9千円を計上いたしました。

第8款土木費は、ストック点検に基づき道路の維持補修管理を行う道路維持費3億8千455万3千円、清洲駅前新清洲駅北の各土地区画整理を推進するための土地区画整理費16億4千654万1千円、名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業を推進する鉄道高架費11億343万5千円、下水道事業会計への出資金、負担金、補助金として9億9千291万4千円などにより、48億8千181万1千円を計上いたしました。

第9款消防費は、広域常備消防費7億6千472万5千円、消防団費、自主防災組織育成等のための防災対策費などにより、9億7千618万1千円を計上いたしました。

第10款教育費は、長寿命化等改修の最後の学校となる清洲東小学校と桃栄小学校に係る整備費やICT教育の推進のためのICT支援員、各教室の大型提示装置の配備、教育ソフトの導入などを含む小中学校の学校管理費合わせて12億2千446万4千円や教育水準の維持向上に努めるため、小中学校の教育振興費合わせて1億2千824万2千円、また、計画的に改修を進めている清洲市民センター整備費1千136万5千円、はるひ美術館に係る夢広場はるひ整備費

4千71万9千円、清洲勤労福祉会館整備費1億4千920万1千円及び西枇杷島野球場と西枇杷島子ども野球場整備費合わせて6千229万9千円などにより、34億7千755万円を計上いたしました。

5ページをお願いいたします。

第11款公債費は22億5千85万8千円、第12款予備費は3千万円を計上いたしました。

それでは、6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為です。

新清洲駅北土地区画整理事業につきましては、名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業計画変更を行ったことにより、その事業委託に関する独立行政法人都市再生機構中部支社との基本協定を追加変更する必要があるもので、追加する期間は令和4年度から令和7年度まで、追加する限度額は8億7千508万7千円とするものです。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表 地方債です。

起債の目的が児童館整備事業から臨時財政対策債まで8件で、限度額の合計が30億8千700万円です。起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率は4%以内、償還の方法は、政府資金及び県資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

令和3年度一般会計予算につきましては、以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、日程第6、議案第3号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計予算案及び日程第8、議案第5号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案の2案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。よろしくをお願いいたします。

一般会計・特別会計予算書及び説明書の115ページをお願いいたします。

読み上げます。

議案第3号

令和3年度清須市国民健康保険特別会計予算

令和3年度清須市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ56億6千753万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、116ページをお願いいたします。

歳入の主な内容をご説明いたします。

1款国民健康保険税は、税率改定を見込み予算編成したところ、現年課税分、滞納繰越分と合わせて前年度と比較し、2千611万2千円減の13億555万円を計上いたしました。

4款県支出金は、主に本市の保険給付費の財源になるもので、37億7千459万2千円を計上いたしました。

5款財産収入は、基金預金利子として1千円を計上いたしました。

6款繰入金は、職員給与等繰入金、保険基盤安定繰入金等の一般会計からの繰入金で、前年度と比較し、3千158万5千円減の5億6千738万4千円を計上いたしました。

右側117ページをお願いいたします。

歳出の主な内容をご説明いたします。

1款総務費は、総務管理費、徴収費、運営協議会費で5千291万6千円を計上いたしました。

2 款保険給付費は、過去の医療費の伸び率等を考慮し、療養諸費及び高額療養費の医療費分や出産育児一時金など、37億7千958万8千円を計上いたしました。

3 款国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険の財政運営の主体となる愛知県への運営費として納めるもので、17億5千126万7千円を計上いたしました。

次に、6 款保健事業費は、特定健康診査等事業とその診査結果から行う疾病の重症化予防事業及び人間ドック補助事業などで5千752万8千円を計上いたしました。

8 款諸支出金は償還金及び還付加算金などで、623万4千円を計上いたしました。

国民健康保険特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、予算書及び説明書の171ページをお願いいたします。

読み上げます。

議案第5号

令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度清須市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億3千547万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、172ページをお願いいたします。

歳入の主な内容をご説明いたします。

1 款の後期高齢者医療保険料は被保険者が前年度より増加していることから、前年度と比較し1千868万3千円増の8億5千947万6千円を計上いたしました。

2 款の繰入金金は保険基盤安定繰入金、療養給付費繰入金などで7億7千528万2千円を計上いたしました。

次に、4 款諸収入は、償還金及び還付加算金などで71万7千円を計上いたしました。

続きまして、右側173ページをお願いいたします。

歳出の主な内容をご説明いたします。

1 款の総務費は、総務管理費及び徴収費として1千530万円を計上いたしました。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金、療養給付費負担金などで、前年度と比較し、2千683万9千円増の16億1千845万9千円を計上いたしました。

3 款の諸支出金は、償還金及び還付加算金などで71万7千円を計上いたしました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、日程第7、議案第4号 令和3年度清須市介護保険特別会計予算案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

河口健康福祉部長。

< 健康福祉部長（河口 直彦君）登壇 >

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口でございます。よろしくお願いいたします。

令和3年度一般会計・特別会計予算書及び説明書の143ページをお願いいたします。

議案第4号

令和3年度清須市介護保険特別会計予算

令和3年度清須市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億1千916万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用

第3条 地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

それでは、144ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入からご説明いたします。

1款介護保険料11億414万6千円で、第1号被保険者保険料でございます。

2款使用料及び手数料3万円で、介護保険事業指定更新申請の手数料でございます。

3款国庫支出金9億9千880万2千円で、1項国庫負担金は介護給付費に係るもの、2項国庫補助金は調整交付金と地域支援事業交付金などがございます。

4款支払基金交付金12億7千765万8千円で、支払基金交付金です。

5款県支出金7億475万4千円、1項県負担金は介護給付費負担金、2項県補助金は地域支援事業交付金です。

6款財産収入、基金預金利子の窓口計上でございます。

7款繰入金8億3千376万8千円、1項は一般会計からの繰入金、2項は介護給付費準備基金からの繰入金です。

8款繰越金及び9款諸収入は、各項の受入れのための窓口計上でございます。

次に、右のページ、歳出でございます。

1款総務費1億959万円、1項総務管理費は職員人件費や事務費等の一般管理費、2項徴収費は賦課徴収に係る費用、3項介護認定審査会費は委員報酬・認定調査費等、4項は趣旨普及費を計上いたしました。

2款保険給付費46億862万3千円は、1項介護サービス等費、2項その他諸費、3項高額介護サービス費、4項特定入所者介護サービス費までの分でございます。

3款地域支援事業費1億9千794万5千円で、総合事業として介護予防事業及び包括的支援事業等を計上いたしました。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として窓口計上でございます。

5款諸支出金は200万5千円で、償還金及び還付加算金、繰出金でございます。

6款予備費は、前年度同様100万円を計上いたしました。

令和3年度清須市介護保険特別会計予算については以上です。よろしくお願いいたします。

議長（成田 義之君）

ここで10時50分まで休憩とさせていただきます。

(時に午前10時36分 休憩)

(時に午前10時50分 再開)

議長 (成田 義之君)

休憩前に続き、議会を開きます。

次に、日程第9、議案第6号 令和3年度清須市水道事業会計予算案及び日程第10、議案第7号 令和3年度清須市下水道事業会計予算案の2案件について、建設部長より内容の説明を求めます。

永渕建設部長。

< 建設部長 (永渕 貴徳君) 登壇 >

建設部長 (永渕 貴徳君)

建設部長の永渕でございます。よろしくお願いいたします。

別冊の令和3年度水道事業会計予算の2ページ、3ページをお開きください。

議案第6号

令和3年度清須市水道事業会計予算

総則

第1条 令和3年度清須市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 3千752戸

(2) 年間総配水量 101万5千206 m³

(3) 1日平均給水量 2千781 m³

(4) 主要な建設事業 水管橋整備更新工事 1千457万2千円

重要給水施設配水管路耐震化工事 1千万円

続きまして、収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款水道事業収益2億2千298万2千円、第1項営業収益2億314万2千円、第2項営業外収益1千984万円。

支出

第1款水道事業費用2億34万3千円、第1項営業費用1億8千878万7千円、第2項営業外費用1千155万6千円。

資本的収入及び支出

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9千134万6千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。

収入

第1款資本的収入5千668万7千円、第1項工事負担金5千668万7千円。

支出

第1款資本的支出1億4千803万3千円、第1項建設改良費9千303万6千円、第2項企業債償還金5千454万9千円、第3項県補助金返還金44万8千円。

一時借入金

第5条 一時借入金の限度額は、300万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会への議決を経なければ流用することのできない経費

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2千87万6千円

(2) 交際費 1万円

たな卸資産購入限度額

第8条 たな卸資産の購入限度額は、112万3千円と定める。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

次に、6ページ、7ページをお開きください。

令和3年度清須市水道事業会計実施計画

主な項目についてご説明を申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出

収入についてご説明を申し上げます。

第1款水道事業収益、第1項営業収益、予定額2億314万2千円は、第1目給水収益から第3目その他営業収益までで、水道料金支障移設工事費などがございます。

第2項営業外収益、予定額1千984万円は、第1目受取利息及び配当金から第5目その他会計補助金までで、長期前受金戻入などがございます。

次に、支出についてご説明を申し上げます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、予定額1億8千878万7千円は、第1目原水及び浄水費から第7目その他営業費用までで、県水の受水費、配給水費、支障移転費、職員給与、減価償却費などがございます。

第2項営業外費用、予定額1千155万6千円は、第1目支払利息から第3目消費税までで、企業債の利息などがございます。

次に、7ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出

収入についてご説明申し上げます。

第1款資本的収入、第1項工事負担金、予定額5千668万7千円は、給水申込みに伴う工事負担金でございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、予定額9千303万6千円は、第1目配水設備工事費から第3目メーター費までで、給水申込みによる工事費、耐震化工事費などがございます。

第2項企業債償還金、予定額5千454万9千円、第3項県補助金返還金、予定額44万8千円は、県補助金返還金でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

続きまして、別冊の令和3年度下水道事業会計予算の2ページ、3ページをお開きください。

議案第7号

令和3年度清須市下水道事業会計予算

総則

第1条 令和3年度清須市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 普及人口 2万2千116人

(2) 水洗化人口 1万6千470人

(3) 年間総処理水量 129万8千 m^3

(4) 1日平均処理水量 3千557 m^3

(5) 主要な建設改良事業

汚水管渠整備事業 9億4千686万2千円

土田排水区雨水管渠整備事業 1億5千498万5千円

水場川右岸排水区雨水管渠整備事業 1億4千432万4千円

堀江ポンプ場ストックマネジメント事業 2億260万円

豊田川ポンプ場ストックマネジメント事業 2億4千500万円

続きまして、収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款下水道事業収益16億9千24万1千円、第1項営業収益6億8千601万3千円、第2項営業外収益9億9千445万1千円、第3項特別利益977万7千円。

支出

第1款下水道事業費用16億1千90万3千円、第1項営業費用14億4千143万円、第2項営業外費用1億6千817万3千円、第3項特別損失30万円、第4項予備費100万円。

3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億1千391万4千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億2千127万2千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額251万7千円、過年度分損益勘定留保資金1億5千61万6千円、当年度分損益勘定留保資金2億3千950万9千円で補填するものとする。

収入

第1款資本的収入18億3千563万7千円、第1項企業債9億3千450万円、第2項他会計出資金1億2千609万2千円、第3項他会計補助金5千679万3千円、第4項国庫補助金6億7千560万円、第5項工事負担金4千265万2千円。

支出

第1款資本的支出23億4千955万1千円、第1項建設改良費18億6千486万8千円、第2項固定資産購入費28万2千円、第3項企業債償還金4億6千795万4千円、第4項その他資本的支出1千644万7千円。

債務負担行為

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

豊田川ポンプ場耐震及び更新事業

期間 令和4年度から令和5年度まで

限度額 5億2千610万円

1枚はねていただきまして、

企業債

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

公共下水道事業については、限度額は8億3千670万円、起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は4%以内。ただし、利率の見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率。償還の方法、財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えにすることができる。

流域下水道事業については、限度額は9千780万円、起債の方法、利率、償還の方法については、公共下水道事業と同じでございます。

一時借入金

第7条 一時借入金の限度額は、2億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6千684万9千円

令和3年2月25日

清須市長 永田純夫

次に、6ページ、7ページをお開きください。

令和3年度清須市下水道事業会計予算実施計画

主な項目につきましてご説明申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出

収入についてご説明を申し上げます。

第1款下水道事業収益、第1項営業収益、予定額6億8千601万3千円は、第1目下水道使用料から第4目その他営業収益までで、下水道使用料、雨水ポンプ場維持管理などがございます。

第2項営業外収益、予定額9億9千445万1千円は、第1目受取利息及び配当金から第6目雑収益までで、一般会計負担金、長期前受金戻入などがございます。

第3項特別利益、予定額977万7千円は、第1目過年度損益修正益、第2目その他特別利益でございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用、予定額14億4千143万円は、第1目管渠費から第10目その他営業費用までで、雨水ポンプ場の維持管理費、職員給与、流域下水道維持管理負担金、減価償却費などがございます。

第2項営業外費用、予定額1億6千817万3千円は、第1目支払利息から第3目雑支出までで、企業債の利息などがございます。

第3項特別損失、予定額30万円は、第1目過年度損益修正損でございます。

第4項予備費、予定額100万円、第1目予備費でございます。

(2) 資本的収入及び支出

収入についてご説明申し上げます。

第1款資本的収入、第1項企業債、予定額9億3千450万円は、第1目企業債で、公共下水道・流域下水道事業債でございます。

第2項他会計出資金、予定額1億2千609万2千円は、第1目他会計出資金で、一般会計出資金でございます。

第3項他会計補助金、予定額5千679万3千円は、第1目他会計補助金で、一般会計補助金でございます。

第4項国庫補助金、予定額6億7千560万円は、第1目下水道事業費国庫補助金でございます。

第5項工事負担金、予定額4千265万2千円は、第1目工事負担金で、受益者負担金などがございます。

次に、支出についてのご説明を申し上げます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、予定額18億6千486万8千円は、第1目管渠建設改良費から第4目流域下水道建設負担金までで、汚水管渠整備、雨水ポンプ場整備、流域下水道建設負担金などがございます。

第2項固定資産購入費、予定額28万2千円は、第1目有形固定資産購入費でございます。

第3項は企業債償還金、予定額4億6千795万4千円は、第1目企業債償還金でございます。

第4項その他資本的支出、予定額1千644万7千円は、第1目その他資本的支出で、小場塚幹線整備事業立替金償還費でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（成田 義之君）

次に、日程第11、議案第8号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案及び日程第12、議案第9号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の2案件について、企画部長より内容の説明を求めます。

宮崎企画部長。

< 企画部長（宮崎 稔君）登壇 >

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎でございます。よろしくお願いたします。

令和3年3月清須市議会定例会市長提出議案等の1ページをお開きください。

議案第8号について説明いたします。

議案第8号

清須市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定を整理する必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

第1条では、清須市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項中において、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の第1条の規定を引用しておりましたが、当該政令が廃止されたため、新型コロナウイルス感染症に関わる一般的な表現に改めるものでございます。

第2条では、清須市国民健康保険税条例始め3条例の附則において、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項を引用しておりましたが、同法の一部改正により同項が削除されたため、新型コロナウイルス感染症に関わる一般的な表現に改めるものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第9号について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

議案第9号

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市職員の給与に関する条例に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する令和3年度以降の期末手当の支給割合を引き下げするため、所要の規定を整備する必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

会計年度任用職員の令和3年度以降の期末手当の支給割合を引き下げするため、第14条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改めるものでございます。

附則につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

次に、日程第13、議案第10号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

＜ 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 ＞

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。

提出議案等の5ページをお願いいたします。

議案第10号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、将来にわたって安定した国民健康保険の運営を継続していくため、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、税率の改正等を行う必要があるからです。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

保険税率全体の改定率は2.72%の増となりますが、固定資産に係る資産割につきましては10.56%引き下げております。

主な内容をご説明いたします。

上段の第4条から第5条の2までの改正内容は、医療給付費分の税率のうち資産割を100分の6.75に、被保険者均等割額を2万2千700円に改めるものでございます。

第6条から第7条の3までの改正内容は、後期高齢者支援金分の税率のうち所得割を100分の2.09に、資産割を100分の2.5に改め、被保険者均等割額を8千900円に、世帯別平等割額を6千700円に改めるものでございます。

第8条から第9条の3までの改正内容は、介護納付金分の税率のうち所得割を100分の2に、資産割を100分の1.32に改め、被保険者均等割額を1万500円に、世帯別平等割額を5千900円に改めるものでございます。

第12条の改正内容は、普通徴収の納付月の変更を行うものです。現在の清須市国民健康保険

税普通徴収は、4月に仮算定、7月に本算定を行い、1年間の税額を決めております。令和3年度から4月の仮算定を廃止し、7月の本算定時に年間税額を決定し、7月を第1期、2月を最終納期である第8期として1年間の税額を納付する方法に変更するものでございます。

また第21条及び第22条の規定は、今回、仮算定を廃止するため削除いたします。

次に、第23条の改正内容は、7割、5割、2割の軽減措置について納税者の方が不利益とならないよう、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減額を改正するもので、第1号の改正は7割軽減の場合、第2号の改正は5割軽減の場合、第3号の改正は2割軽減の場合の改正でございます。

附則です。

この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、日程第14、議案第11号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案、日程第15、議案第12号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第16、議案第13号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第17、議案第14号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第18、議案第15号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び日程第19、議案第16号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の6案件について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

河口健康福祉部長。

< 健康福祉部長（河口 直彦君）登壇 >

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口でございます。よろしく願いいたします。

提出議案の9ページをお願いいたします。

議案第11号

清須市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法に基づく第8期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料率の改定等を行う必要があるからです。

1枚はねていただき、10ページをお願いいたします。

主な改正内容を説明いたします。

介護保険法に基づく第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率の改定等を行うものです。

第3条第1項中では、基準額である第5階層を「6万2千100円」から「7万1千200円」に改正し、その他の階層をそれぞれの負担割合により改正するものです。

また、将来にわたって安定した介護保険制度の運営を維持するため、現行の10階層分けから12階層分けに見直すとともに、第7階層以上の階層において合計の所得金額を見直し、新たな所得金額の750万円以上1千万円未満と1千万円以上の階層を追加するものです。

また、第3条第2項中では、第1階層から第3階層までの低所得者層に対して負担割合をさらに下げることによって介護保険料の軽減を行うものです。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行し、改正後の第3条の規定は令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によるものとするものです。

以上でございます。

次に、議案第12号について説明させていただきます。

13ページをお願いします。

議案第12号

清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

1枚はねていただき、14ページをお願いいたします。

主な改正内容を説明します。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特別養護老人ホームにおける人員配置及び設備基準の見直しの改正を行うとともに、その他として、従業者への認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、感染症対策の強化及び高齢者虐待防止の推進などの項目を追加するもので、国の省令の従うべき基準に沿った改正を行うものです。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

次に、議案第13号について説明いたします。

33ページをお願いします。

議案第13号

清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

1枚はねていただき、34ページをお願いします。

主な改正内容を説明します。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、共同型認知症対応通所介護における管理者の配置基準の緩和、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における人員配置及び運営基準の見直しの改正を行うとともに、そのほかとして従業者への認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、ハラスメント対策の強化及び感染症対策の強化などの項目を追加するもので、国の省令に従うべき基準に沿った改正を行うものです。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

次に、議案第14号についてご説明させていただきます。

43ページをお願いします。

議案第14号

清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

1枚はねていただき、44ページをお願いします。

主な改正内容を説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、ハラスメント対策の強化、感染症対策の強化、運営規定等の掲示に係る見直し、高齢者虐待予防の推進及び電磁的記録などの利用等の項目を追加するもので、国の省令に従うべき基準に沿った改正を行うものです。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

次に、議案第15号について説明いたします。

49ページをお願いします。

議案第15号

清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

1枚はねていただき、50ページをお願いします。

主な改正内容を説明いたします。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、管理者要件の見直し、管理者要件の適用の猶予等の改正を行うとともに、その他として、ハラスメント対策の強化、感染症対策の強化及び高齢者虐待防止の推進等の項目を追加するもので、国の省令の従うべき基準に沿った改正を行うものです。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

次に、議案第16号について説明いたします。

55ページをお願いします。

議案第16号

清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修に中核市の長が実施する研修を加え、資格要件を拡大するため必要があるからです。

1枚はねていただき、56ページをお願いします。

主な改正内容を説明いたします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、放課後児童支援員の認定資格研修要件に新たに中核市の長が行う研修が拡大されたことにより改正を行うもので、国の省令の従うべき基準に沿った改正を行うものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（成田 義之君）

次に、日程第20、議案第17号 清須市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、教育部長より内容の説明を求めます。

加藤教育部長。

< 教育部長（加藤 秀樹君）登壇 >

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長の加藤でございます。

提出議案等の57ページをお願いします。

議案第17号

清須市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、一場公民館の設置等に伴い、所要の規定を整備するため、必要があるからです。

1枚おめくりいただきまして、58、59ページをお願いします。

主な改正内容をご説明いたします。

まず、別表第1につきましては、一場公民館の名称及び所在地の記載を追加するものでござい

ます。

次に、別表第2の3につきましては、朝日公民館の改修工事に伴い、部屋の形態が一部変更となったため、改修後の部屋の広さに応じて使用料の改正を行うものでございます。

続きまして、別表第2の4につきましては、一場公民館を新たに設置したことにより、使用料などの規定を追加するものでございます。

4. 一場公民館の表は、各会議室の時間区分と使用料金でございます。

別表の備考欄にある記載事項は他の公民館と同様としており、冷暖房設備を利用する場合は使用料金の20%を加算、清須市に住所を有しない方が使用する場合は、通常の使用料金の3倍の金額となります。

最後に、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであり、また、清須市社会教育施設運営委員会条例の別表、公民館の中にも一場公民館を追加するものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（成田 義之君）

次に、日程第21、議案第18号 名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について、日程第22、議案第19号 財産の無償譲渡について及び日程第23、議案第20号 市道路線の認定及び廃止についての3案件について、建設部長より内容の説明を求めます。

永渕建設部長。

< 建設部長（永渕 貴徳君）登壇 >

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の61ページをお開きください。

議案第18号

名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、下記のとおり、名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決を求める。

記

事項名

協定の金額 変更前、金 2 1 億円、変更後、金 3 4 億円

協定の期間 変更前、平成 2 7 年度から平成 3 5 年度まで、変更後、平成 2 7 年度から令和 7 年度まで

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

清須市長 永田純夫

提案の理由といたしましては、令和 2 年 1 月 3 0 日の駅周辺開発推進対策特別委員会におきまして、新清洲駅北土地区画整理事業の事業計画における全体事業費を人件費及び材料費の高騰や工事の工法等の見直し、さらには鉄塔移設費の追加などにより、当初 5 1 億 1 千 6 0 0 万円から 7 2 億 8 千万円に増額変更することをご説明申し上げ、ご了解をいただいたところでございます。

この事業計画変更による増額分 2 1 億 6 千 4 0 0 万円のうち 1 3 億円が独立行政法人都市再生機構に委託するため、平成 2 7 年 3 月議会で議決していただきました基本協定額 2 1 億円に 1 3 億円を追加し、3 4 億円に変更するものでございます。

また、基本協定の事業期間につきましても、鉄道高架事業の進捗に合わせて 2 年間延伸するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、提出案件の 6 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 9 号

財産の無償譲渡について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、下記のとおり、財産を無償譲渡することについて議会の議決を求める。

記

1. 無償譲渡をする財産

(1) 建物

ア 所在地 愛知県清須市土器野南中野 3 6 6 番地

イ 構造 鉄骨造 2 階建て

ウ 延床面積 1 6 0 . 9 4 m²

2. 無償譲渡をする相手方

(1) 住所 愛知県清須市土器野 3 6 6 番地

(2) 氏名 東町町内会 代表者 河野康夫

(3) 無償譲渡をする目的 新川西部浄化センター周辺の環境整備事業により整備した上記財産を上記相手方に無償譲渡することにより、当該相手方が所有する集会場として利用することができるようにする。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

以上でございます。

続きまして、別添の令和2年度市道路線の認定及び廃止をお願いいたします。

表紙をはねていただきまして、

議案第20号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線の認定をすること及び同法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の廃止をすることについて、同法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、開発及び区画整理に伴う帰属並びに道路の改築等に伴い、市道路線の認定及び廃止をする必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページをお開きください。

今回認定をいたします路線が掲載してございます。

認定路線といたしまして、路線番号16、新川清洲線から、もう1枚はねていただきまして4ページをお開きください。路線番号4804、春日夢の森18号線の37路線、5ページには認定路線位置概要図、はねていただきまして6ページをお開きください。詳細図1から11ページの詳細図6まででございます。

次に、廃止路線といたしまして12ページをお願いいたします。

路線番号16、新川清洲線から路線番号4754、西余部西1号線の9路線であり、廃止路線位置概要図に続いて、1枚はねていただきまして、14ページの詳細図1から、さらにはねていただきまして、17ページの詳細図4まででございます。

主な内容といたしまして、春日地区及び清洲地区における民間開発に伴う帰属、春日学校橋西土地区画整理事業、桃栄跨線橋の開通によるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、日程第24、議案第21号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第13号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、別冊の令和2年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

読み上げます。

議案第21号

令和2年度清須市一般会計補正予算（第13号）

令和2年度清須市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億1千415万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ369億2千627万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入歳出の主な内容のご説明いたします。

まず、歳入でございます。

第2款地方譲与税から第14款使用料及び手数料は、令和2年度実績見込みを勘案し、補正計上をいたしました。

第15款国庫支出金では、障害者総合支援事業費補助金266万4千円の追加、追加コロナ対策による子ども・子育て支援交付金99万2千円、保育対策総合支援事業費補助金269万4千円の増額がある他、事業費の確定に伴う国庫支出金の増減額などを精査した結果、2億8千40万9千円の減額となっております。

第16款県支出金では、国民健康保険保険基盤安定負担金870万6千円の増額、追加コロナ対策による地域子ども・子育て支援事業費補助金99万2千円の他、事業費の確定に伴う県支出金の増減などを精査した結果、2千859万8千円の減額となっております。

第17款財産収入では、各種基金利子で156万6千円の増額となっております。

第18款寄附金は、実績に基づき7万5千円を減額し、第19款繰入金は、財政調整基金の取崩しが8千89万5千円の減額となっております。

3ページをお願いします。

第21款諸収入では、事業費交付額の確定などに伴い、5千364万8千円の減額となっております。

第22款市債では、事業費の確定による減額や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地方公共団体への財源不足への対策として拡充された減収補填債を活用し、道路整備事業の財源組替えのため減収補填債4千700万円を追加するものです。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、補正としましては、各課にわたり執行額の精査に努めて、事業費の確定などによる減額をしております。

第2款総務費では、基金管理費でそれぞれの基金へ利子と指定寄附分を積み増しし、また、歳入歳出の余剰金を財政調整基金へ1億2千324万8千円積み立て、合わせて1億2千506万4千円増額することといたしました。

第3款民生費では、国民健康保険特別会計繰出金を1千160万9千円増額し、幼児教育・保育無償化に伴い支給される認可外保育施設の利用費につき見込みより増加したことに対する増額450万円の増額、国・県費を活用した追加コロナ対策として、感染予防のための消耗品を保育

園・児童館等子育て関連施設、民間保育施設などで購入する費用、合わせて805万3千円を追加することといたしました。

第4款衛生費では、民生費と同様に、感染予防のための消耗品を母子保健事業で使用するために33万1千円を追加し、また、浄化槽清掃費補助金1千244万円を増額することといたしました。

第10款教育費では、清洲勤労福祉会館及び新川地域文化広場に対し、新型コロナウイルス感染症予防対策として行った入場制限などにより生じた収入減少に対し、損失補償として、合わせて3千575万円を追加することといたしました。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正は、第2款総務費、第1項総務管理費、住民情報系システム管理事業662万2千円から第8款土木費、第4項都市計画費、下本町丸之内線等整備事業1億1千184万6千円までの16事業でございます。住民情報系システム管理事業と戸籍システム管理事務事業は、新型コロナウイルス感染拡大により、国から示される仕様が当初予定していた時期より遅れたため、また、ファミリー・サポート・センター事務事業から、こんにちは赤ちゃん訪問事業までは、国の第3次補正予算に対応して事業効果の早期発現を図るためこの3月補正に計上した事業であり、地籍調査事業から下本町丸之内線等整備事業までは、権利者との調整や公安委員会を始めとする関係機関との協議や手続に日数を要したことなどによるもので、各事業とも年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費補正をするものです。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う地方公共団体の財源不足への対策として活用された減収補填債を活用し、4千700万円を追加し、道路等整備事業を6千万円、公民館整備事業を4千万円、それぞれ減額するものでございます。

令和2年度一般会計補正予算案の内容は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、日程第25、議案第22号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。

補正予算書及び説明書の45ページをお願いいたします。

議案第22号

令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億238万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、46ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税は、保険税の軽減対象者が増加したことにより、1千160万9千円を減額いたします。

4款県支出金は、保険給付費等交付金を1億円減額いたします。

6款繰入金は、保険基盤安定繰入金を1千160万9千円増額いたします。

右側47ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

2款保険給付費は、医療費の大幅な減により1億円を減額いたします。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、日程第26、議案第23号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

河口健康福祉部長。

< 健康福祉部長（河口 直彦君）登壇 >

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、補正予算書及び説明書の57ページをご覧ください。

議案第23号

令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6千586万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

58ページをご覧ください。

歳入をご説明いたします。

第6款財産収入は、補正額13万2千円の増額で、介護給付費準備基金の預金利子でございます。

59ページをご覧ください。

歳出をご説明いたします。

第4款の基金積立金、補正額13万2千円の増で、準備基金の預金利子を基金に積み立てるものでございます。

令和2年介護保険特別会計補正予算は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（成田 義之君）

日程第27、報告第1号 専決処分の報告について、建設部長より報告を求めます。

永淵建設部長。

< 建設部長（永淵 貴徳君）登壇 >

建設部長（永淵 貴徳君）

建設部長の永淵でございます。よろしく願いいたします。

提出案件の65ページをお開きください。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同法第2項の規定により報告する。

令和3年2月25日提出

清須市長 永田純夫

それでは、1枚はねていただきまして、66ページをお願いいたします。

別紙の損害賠償の額を定め、和解することについて。

専決処分年月日 令和3年2月1日、発生年月日 令和2年3月23日でございます。

相手方の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。損害賠償の額は7千512円でございます。

事件の概要でございますが、清須市阿原神門178番地先の市道を被害者が歩行中、腐食により著しく劣化をしておりましたグレーチング蓋に気づかずに踏んでしまい、集水枥へ被害者の右足が落下し、右足の負傷及び運動靴に破損が生じたものでございます。

所管部署といたしましては、建設部でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

これで、報告第1号の報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、3月2日午前9時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会といたします。

早朝よりご苦労さまでした。

（ 時に午前11時52分 散会 ）